

【契約書の例】

五所川原市教育委員会ネーミングライツ契約書（案）

五所川原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と〇〇〇〇（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）は、教育委員会が所有する《施設名》に対する施設命名権及びこれに付帯する諸権利等（以下「ネーミングライツ」という。）の導入に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 教育委員会及びネーミングライツ・パートナーは、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（法令の遵守等）

第2条 教育委員会及びネーミングライツ・パートナーは、法令、条例、規則その他の規定を遵守し、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

2 ネーミングライツ・パートナーは、この契約書のほか、五所川原市ネーミングライツ事業実施要綱、五所川原市広告掲載要綱、五所川原市ネーミングライツ導入ガイドライン及び五所川原市教育委員会ネーミングライツ・パートナー募集要項の定めるところに従い、ネーミングライツ導入に関する業務を行わなければならない。

（対象施設）

第2条 対象施設は、次のとおりとする。

施設名	所在	区分	数量	備考
			m <sup>2</sup>	

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、第13条の規定により、契約期間が満了する前に、本契約が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

（契約金額）

第4条 本契約に基づく契約金額は、下表のとおりとする。

期間	金額（消費税及び地方消費税を含む）
令和7年4月1日から令和8年3月31日	円
令和8年4月1日から令和9年3月31日	

（契約金額の支払及び延滞金）

第5条 ネーミングライツ・パートナーは、前条に定める金額を、契約期間中の各年度に教育委員会の発行する納入通知書により、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に納入しなければならない。

2 ネーミングライツ・パートナーが、前項に規定する期日までに前条に規定する金額を納付しないときは、支払期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、五所川原市税外収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の規定による延滞金を教育委員会の指定する期日までに教育委員会の発行

する納入通知書により教育委員会に納入しなければならない。この場合において、延滞金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(ネーミングライツ)

第6条 教育委員会は、ネーミングライツ・パートナーに対して、対象施設のネーミングライツを付与する。この場合、ネーミングライツ・パートナーの定める対象の名称は愛称とし、対象施設の正式名称はこれを変更しない。

2 対象施設の愛称は次のとおりとする。

「〇〇〇〇」

3 ネーミングライツ・パートナーは対象施設のネーミングライツを付与されていることを、ネーミングライツ・パートナーの管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

(施設命名権に付帯する諸権利等)

第7条 教育委員会が、本契約に基づきネーミングライツ・パートナーに提供する諸権利等（以下「パートナーメリット」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設看板及び案内看板等の表示変更及び新設
- (2) 印刷物等の記載変更（新規作成成分を対象とする。）
- (3) 広報誌、ホームページ、その他広告媒体による愛称の普及
- (4) 施設運営に支障のない範囲での施設使用权

(愛称表示サイン等の変更)

第8条 ネーミングライツ・パートナーは教育委員会と協議の上、対象施設の施設及び敷地内に新たに愛称表示サイン（以下「サイン」という。）を設置することができるものとする。

2 サイン設置工事は、ネーミングライツ・パートナーが実施するものとし、その費用はネーミングライツ・パートナーの負担とする。

3 本契約終了時は、ネーミングライツ・パートナーの費用負担により、原状回復するものとする。

4 教育委員会は、教育委員会以外の第三者が設置した対象施設外のサインについて、当該第三者に対し、第6条の愛称に基づくサインの変更の申し入れに協力することとするが、当該変更に係る費用負担はしないものとし、当該第三者がサインの変更に応じなかった場合にも、ネーミングライツ・パートナーに対してその責めを負わない。

(サインの管理)

第9条 サインの修繕等、維持管理に要する費用については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

(ネーミングライツの周知)

第10条 教育委員会は、対象施設のネーミングライツに対する市民及び施設利用者への周知と理解を図るため、あらゆる機会を利用して、愛称の普及及び定着に努めるものとする。

(知的財産権の無償使用)

第11条 ネーミングライツ・パートナーが、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合には、ネーミングライツ・パートナーは、教育委員会がこれを無償で使用することを認める。

2 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、教育委員会及びネーミングライツ・パートナーの協議により別途定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 教育委員会及びネーミングライツ・パートナーは、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除)

第13条 ネーミングライツ・パートナーについて、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為として本契約の継続が困難な状況が発生したと教育委員会が判断したときは、教育委員会は本契約を解除することができる。

2 前項に定める契約解除を教育委員会が行ったときは、ネーミングライツ・パートナーは当該解除の日を含む契約年度に係る契約金額の返還を請求することができない。

3 災害その他の不可抗力等、教育委員会及びネーミングライツ・パートナー双方の責めに帰し得ない事由により契約に定める義務を履行できない場合、教育委員会は既に支払われた契約金額のうち未履行分について、月割り（1月に満たない場合は1月とする。）による計算の上、ネーミングライツ・パートナーに速やかに返還することとする。

4 前項及び第1項の場合にあつては、ネーミングライツ・パートナーの費用負担により、第8条の規定により設置したサイン等の原状回復を行うものとする。

(有益費等の放棄)

第14条 本契約が終了したとき、又は教育委員会が前条に定める解除権を行使したときは、ネーミングライツ・パートナーはネーミングライツ・パートナーの支出した有益費及び必要費等があつてもこれを教育委員会に請求することはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 ネーミングライツ・パートナーは、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があつた場合には、教育委員会は第13条第1項に基づき契約を解除できる。

(契約の費用等)

第16条 本契約の締結に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

(秘密の保持)

第17条 ネーミングライツ・パートナーは、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了または解除の後も効力を有する。

(疑義に関する協議)

第18条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、教育委員会及びネーミングライツ・パートナーの協議により解決するものとする。

(管轄裁判)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、教育委員会の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、教育委員会及びネーミングライツ・パートナー記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

教育委員会 五所川原市字布屋町4 1 番地 1  
五所川原市教育委員会  
教育長

ネーミングライツ・パートナー 住所  
〇〇  
〇〇

注 この契約書の例は、必要に応じて相当条文を設け、又は記載事項を修正の上使用すること。